

令和5年（ネ）第1029号 石炭火力発電所建設等差止請求控訴事件










控訴人 ■■■■■ 外33名

被控訴人 株式会社神戸製鋼所 外2名

控訴審準備書面（6）

令和6年9月3日

大阪高等裁判所第14民事部E3係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	池田直樹	
同	浅岡美恵	
同	和田重太	
控訴人ら訴訟復代理人弁護士	金崎正行	
控訴人ら訴訟代理人弁護士	増本志帆	
同	杉田峻介	
同	喜多啓公	
同	與語信也	
同	青木良和	

供らが経験している夏場は、自分たちが経験したものとは全く別物だと感じている。

また、自身が暮らす地域が土砂災害警戒区域に接していることから、夏から秋にかけての豪雨による警報が出るたびに土砂災害の危険を感じなければならず、実際、家の前の道路に滝のような水が流れ下るのを見て、浸水等の危険を肌で感じている。

- 4 控訴人■■■■は、2023年の夏場はエアコンを常時作動させておかなければならない状態となってしまう、光熱費の負担増加もさることながら、そのようにしておかなければ、人間も飼っているペットも生活ができない状態となっていることに強い危機感を抱いている。

さらに、控訴人■■■■は、仕事で災害に見舞われた被災地の実態調査を行っていると、2018年の豪雨、巨大台風以降、毎年のように近畿地方を災害が襲うのを目の当たりにし、その災害のレベルが急速に拡大していること、自分の暮らす地域もいつ被害に見舞われてもおかしくない状態であると恐怖感を抱いている。

- 5 控訴人■■■■は、30年以上前に、夏場は子どもたちがキャンプ等の外遊びを楽しんでいたことと比較し、近年の夏は気候変動による異常な暑さが原因で、海やプールでの水遊びも含めて屋外で遊ぶこと自体が忌避される時代となったこと、夏場に子どもたちが遊ぶ機会を奪われてしまっていることを実感している。また、自身の航海士としての経験から、気候変動を原因としてサンゴ礁の白化が深刻化していることにも言及し、サンゴ礁が生物多様性の保持を担い、減災機能を有することもふまえながら、サンゴ礁の白化の深刻化を懸念している。

- 6 控訴人■■■■は、福井県の友人から購入しているコシヒカリや、青森県及び長野県から購入しているリンゴの不作を通じて、気候変動による農作物への被害を痛感している。また、控訴人■■■■によれば、約40年間続けているスキーについても、2016年以降はスキー場の雪不足が深刻になっており、特に2023年か

ら2024年については、兵庫県内のスキー場はオープンすることさえできなかったところがほとんどであったという。控訴人■■■■は、趣味のスキーを通じて、わずか数十年の間に、地球の気候が変化したことを実感し、今後もこのような事態が続くことに強い不安を覚えている。

7 以上からも明らかなおり、既に、生命の日常的な継続的営み、家庭生活、社会生活、職業生活の基盤の一部は既に失われ、さらに大部分が失われつつある状況である。

すなわち、控訴人らが主張する、健康で安定した生活の維持を不可能にする「気候変動による生活侵害による人格権」の侵害は既に生じているのである。

以上